

2023年度（令和5年度）事業計画

<母子生活支援施設のぞみ>

1. 施設運営全般について

2023年度は、定員20世帯のところ、暫定18世帯の運営となる見込みです。コロナ禍の影響を受けたこの3年の入所実績は除外するという特例に基づいて算出されたものです。なお運営費の大半を占める措置費が世帯数だけに依存するのではなく、最近では社会的養護従事者加算のように配置する職員数によって左右されるものもあります。（詳細は予算で説明）

今年度は制度上の大きな動きがあります。女性分野は引き続き厚生労働省が、社会的養護等子ども分野は新設される子ども家庭庁が管轄となります。子どもの問題、女性の問題どちらも、社会が抱える重要課題です。母子生活支援施設にはこれまで女性と子ども双方に支援を行ってきた実績があります。この強みを生かした支援を行うためにも、制度・施策の動向を注視し新たに活用する取り組みに力を注ぎます。

特に重点を置く取り組みは、「地域支援」「親子支援」「人材の確保と育成」の3点です。「地域支援」については、これまでも八頭町をはじめとする関係機関と連携をとりつつ、事業を展開してきました。今年度はさらに地域の「子育て支援」あるいは「親子支援」という形で事業をさらに発展させたいと考えています。「地域支援」と「親子支援」これらの取り組みを円滑に具現化し発展させるためには、「人材の確保と育成」が重要なカギとなります。人材育成プログラムの活用、実習の受け入れ、大学やハローワークとの連携により、充実強化を図ります。

また、危機管理の問題も施設を運営して行くうえで重要な課題です。感染症対策、災害や防犯の備えとしてのBCP作成が努力義務化されています。法人が運営する障がい福祉事業とも連携して今年度を目途に作成する予定です。すでに22年度より担当者を配置し着手しているところです。

この3年コロナ禍で活動が制限される場面もあり、本来の力が発揮できずにいました。今年度は休止していたプログラムを再開、地域との連携を強化して、活気ある施設運営を目指します。

2. 職員配置

≪常勤職員≫ 13名 (正規6 非正規7 前年より3名増員)

施設長 1名

母子支援員4名 (主任1 リーダー1 特別生活指導加算1)

少年指導員兼事務員3名 個別対応職員 1名

保育士 1名 調理員等1名

心理療法担当職員1名 自立支援担当職員1名

≪非常勤職員≫

母子支援員1名 (特別生活指導加算・常勤から非常勤へ)

学習支援員1名 嘱託医 1名 宿直要員 1名

3. 職員研修

○外部研修：全国母子生活支援施設職員研修6月(京都)

中四国ブロック施設長及び幹部職員臨時研修会(鳥取)

中四国ブロック母子生活支援施設職員研修会7月(徳島)

全国母子生活支援施設協議会研究大会10月(岐阜)

○施設内研修：

社会福祉相談援助者の基本理論

職員服務規律・法令遵守に関連した注意事項

虐待防止、体罰禁止 児童の権利擁護 児童の病気・事故対応

安全教育 事故予防に関する各分野の研修

○社会福祉主事資格取得講座等、社会福祉分野の専門職の養成を目的として受講を奨励

新たにできる子ども分野の専門職を養成する下準備とする。

4. 施設の整備と管理

○空き室を含めた施設管理体制の見直し

担当区域を全常勤職員に割り振る

○施設隣接地の除草作業年2(春・秋)～地域貢献として～

○グラウンド・中庭芝生管理

春・夏・秋年3～4回程度機械刈り

中庭については年6回程度除草ボランティアに依頼

5. 安全管理

○感染症対策

感染症対策として、マニュアルの整備と感染状況の変化に対応したマニュアルの見直し

衛生環境管理のための機器の配置

消毒・マスク・防護服等衛生関連用品の配布及び備蓄

○緊急時の対応策 マニュアルの見直しと周知 対応訓練の実施

○防犯関係

平素より警察署と連絡を密にする

入退所及び在籍世帯の状況に関する情報の共有を図る

防犯カメラ、通報ベル等の取扱い周知

○防災関係

消防署と連携して防災訓練を実施する。

大規模災害に備えて地元の自治体と平成28年7月、災害時等における避難行動要支援者の避難のための施設利用に関する協定締結済。

○交通安全関係

7月、警察署の協力を得て交通安全教室を行う。春と秋には、交通安全週間にあわせて交通安全について周知をしていく。

6. 利用者支援の内容

○年間行事

コロナ感染前の開催方法に戻していく

4月入学進級祝（参集しない形で開催） 8月納涼祭

9月総合防災訓練 11月親子遠足 12月クリスマスの集い

1月新年会 避難訓練月1回

○各グループ活動

少人数での活動を中心にコロナ前の活動を再開。

内容としては、地域の体育館の利用、サイクリングなど野外活動、クラフトや絵画などの制作活動

『絵本よみきかせ』の会を企画：地域の方によみきかせボランティアを依頼する

○学習会『ぴよんぴよん学習塾』の利用 個別の学習支援

○自立支援計画の策定：年2回見直し策定義務あり

- ・ひとり一人に寄り添い、その人なりの自立の形を共に考え、自立への課程を支援する。
- ・アセスメントでニーズや課題、利用者やその環境の状況を把握し、支援計画を立て、

実行し結果を評価する。

- ・母子が自己決定・自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できるように支援していく。

○退所後の支援(アフターケア)

相談対応(生活や養育等) 架電 学童保育 学習会 行事に招待(感染状況による)
居宅訪問 などの支援 要保護児童対策協議会との連携

新○自立支援事業 担当職員を配置し支援を充実強化する

7. 関係機関との連携

各関係機関とは利用者のニーズや地域の子育てニーズを共有し、課題解決のため、ケース検討や具体的支援を連携して行う。

○主な関係機関

福祉	所轄の福祉事務所他関係する市町村の福祉事務所 子どもを守る地域支援協議会 福祉相談センター(児童相談・婦人相談) 保育所 障害者・児支援事業所 社会福祉協議会(県・町)
教育	教育委員会 学校
保健医療	嘱託医 保健センター 病院(内科・小児科・精神科・総合病院) 療育園
安全対策	警察署 警備会社 消防署
司法	裁判所・担当弁護士 法テラス
就労	ハローワーク・利用者が就労している事業所

8. 地域交流と地域貢献

○ショートステイ・トワイライト事業(町の委託事業)

○学習支援事業、子どもの居場所づくり事業との連携。

地域で暮らす子育て世帯を対象に、学童保育を若干名受け入れ。

○家庭問題、養育問題等の相談対応

当事者及び関係機関からの相談に対応する。

○法制度外で支援を必要とする人の一時保護。

宿泊施設備品の用意あり。常時受け入れ態勢を整えておく。

○実習生・ボランティアの受け入れ

○行事に退所者や地域の関係者を招待

<子どもの学習支援事業>

「ぴよんぴよん学習塾」の運営。子育て世帯の貧困連鎖防止を目的とした事業。関係自治体の協力連携を得ながら、ニーズを把握し実施する。

[対象] 小学生及び中学生

施設入所児童に加え地域のひとり親家庭の児童で支援を必要とする児童を受け入れる。(ひとり親家庭に限らず、特別事情により支援が必要な場合は相談の上応じる。)

[日時]

月・火・水・木・金	16:00～18:00	小学生1年～6年対象
月・金	18:30～20:30	小学生5・6年、中学生が対象
水	18:30～20:30	中学生・高校生が対象
土	14:00～16:00	中学生・高校生が対象
	9:00～12:00	小学生1年～6年対象

[学習会の内容] 宿題を中心に、わからないところを教えてもらう。土曜日は終了後に軽食支給 ※必要に応じて送迎を行う

[支援者] コーディネーター兼学習支援員1名。学習支援員 数名 曜日や時間帯によって交替する。

<子どもの居場所づくり事業>

弁当配布は継続。感染症収束状況を見て、会場にて食事提供を行う方法も取り入れる。本事業を推進することで、地域の子育て世帯、特にひとり親世帯に対しての福祉の向上を図りたい。

[対象]

学習支援を利用している児童
ひとり親家庭の児童及びその保護者
本事業に関心のある方

[場所] パレアナの家地域交流スペース又は 母子生活支援施設のぞみホール

[開催日時] 地域向け 月2回 第1・第3金曜日 17:30～19:00
施設利用者向け 月2回 第2・第4金曜日

[料金] 弁当1個100円 会場利用の場合：児童無料 大人200円

[提供できる食事の量と内容]

1回に20食程度

お米・野菜・その他、各団体や個人から提供されたものを調理して提供
提携業者からの取り寄せを活用(月1回程度)

季節感があり、地域の伝統や特色を生かしたメニューを提供する。